平成２３年（フ）第１６９６号
札幌市東区北34条東18丁目３番１―401号
債務者　若山　千春
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７５５号
札幌市西区西野４条７丁目７番８号　コーポ松井101号
債務者　茂木　義三
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７９０号
札幌市東区北14条東５丁目２番５―902号
債務者　桂　　智美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７号
北海道士別市東６条北４丁目100番地１　つくも団地
債務者　徳増　京子（旧姓安平）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第４７号
山形県酒田市光ケ丘４丁目１番３号
債務者　大原　基行
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２２１号
群馬県多野郡上野村大字楢原867番地２　塩ノ沢村営住宅Ｂ棟―１号
債務者　中瀬　玲子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２８号
群馬県高崎市浜川町101番地２　クレアトール３階Ｃ号
債務者　泉二　直美（旧姓米持）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４６４号
埼玉県入間市東町４丁目４番14号
債務者　山岸壽美子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４８号
新潟県三条市東三条１丁目２番16号　フレグランスＡ―102、前住所新潟県三条市横町２丁目８番44号
債務者　鈴木しげみ
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第５３号
新潟県三条市東裏館２丁目７番１号
債務者　田村きよ子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第５９号
北海道夕張郡栗山町角田268番地１　曙団地５―３号
債務者　小野　健一
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第７４号
北海道岩見沢市１条東３丁目９番地１　シャトレー１条
債務者　甲森　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第６７号
福島県会津若松市宝町３番27号、前住所福島県会津若松市表町５番56号　コーポラス藤103号
債務者　松野　　宏
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
新潟県上越市南高田町２番37号、前住所新潟県上越市大字木島633番地
債務者　古澤　浩章（旧姓笹川）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第３７号
新潟県上越市南城町４丁目２番29号
債務者　閏間　秋雄
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第４５号
新潟県上越市寺町２丁目５番16号
債務者　冨永千代子（旧姓折笠）
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第４６号
新潟県十日町市松代3828番地12
債務者　関谷　誠司
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
新潟地方裁判所高田支部